

## 参考資料

## 佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前																												
2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学 科を置き、それぞれの学科の修業年限は、 同表の修業年限の欄に定めるとおりとする。	2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学 科を置き、それぞれの学科の修業年限は、 同表の修業年限の欄に定めるとおりとする。	2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学 科を置き、それぞれの学科の修業年限は、 同表の修業年限の欄に定めるとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>修業 年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>助 産 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>看 護 学 科</td> <td>三 年</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	修業 年限	保 健 学 科	一 年	助 産 学 科	一 年	看 護 学 科	三 年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>修業 年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>助 産 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>第一 看 護 学 科</td> <td>三 年</td> </tr> <tr> <td>第二 看 護 学 科</td> <td>二 年</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	修業 年限	保 健 学 科	一 年	助 産 学 科	一 年	第一 看 護 学 科	三 年	第二 看 護 学 科	二 年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>修業 年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>助 産 学 科</td> <td>一 年</td> </tr> <tr> <td>第一 看 護 学 科</td> <td>三 年</td> </tr> <tr> <td>第二 看 護 学 科</td> <td>二 年</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	修業 年限	保 健 学 科	一 年	助 産 学 科	一 年	第一 看 護 学 科	三 年	第二 看 護 学 科	二 年
学 科	修業 年限																													
保 健 学 科	一 年																													
助 産 学 科	一 年																													
看 護 学 科	三 年																													
学 科	修業 年限																													
保 健 学 科	一 年																													
助 産 学 科	一 年																													
第一 看 護 学 科	三 年																													
第二 看 護 学 科	二 年																													
学 科	修業 年限																													
保 健 学 科	一 年																													
助 産 学 科	一 年																													
第一 看 護 学 科	三 年																													
第二 看 護 学 科	二 年																													
(入学することができる者) 第四条 略	(入学することができる者) 第四条 略	(入学することができる者) 第四条 略																												
2 看護学科に入学することができる者は、 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第五十六条に該当する者であつて、学院の 入学試験に合格したものとする。	2 第一看護学科に入学することができる者 は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十 六号)第五十六条に該当する者であつて、 学院の入学試験に合格したものとする。	2 第一看護学科に入学することができる者 は、准看護師の免許を得た後三年以上その 業務に従事している准看護師又は高等学校 若しくは中等教育学校を卒業している准看 護師であつて、学院の入学試験に合格した ものとする。																												
(授業料) 第六条 学院の学生(以下「学生」という。) は、毎月分の授業料として一万円を、知事 が別に定める場合を除き、その月の十日ま	(授業料) 第六条 学院の学生(以下「学生」という。) は、毎月分の授業料として六千円を、知事 が別に定める場合を除き、その月の十日ま	(授業料) 第六条 学院の学生(以下「学生」という。) は、毎月分の授業料として六千円を、知事 が別に定める場合を除き、その月の十日ま																												

2~4 略  
でに納入しなければならない。2~4 略  
でに納入しなければならない。

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県条例第二十八号

## 佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例(昭和四十年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 佐賀県精神保健福祉審議会条例

第一条及び第二条を次のように改める。

## (設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九条第一項の規定に基づき、同項に規定する合議制の機関として、佐賀県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 1 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- 2 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- 3 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

第四条を次のように改める。

(臨時委員)

- 第四条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、臨時委員を置くことができる。

きる。

- 2 臨時委員は、第二条第二項各号に規定する者のうちから、知事が任命する。

- 3 臨時委員は、調査した事項に関し、審議会又は第六条に規定する部会に出席して意見を述べることができる。

- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- 第五条に見出しとして「(会議)」を付し、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 第六条第五項中「第四条」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 参考資料

佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
佐賀県精神保健福祉審議会運営条例	佐賀県精神保健福祉審議会運営条例

(設置)

(趣旨)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九条第一項の規定

第一條 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十一

に基づき、同項に規定する合議制の機関として、佐賀県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 精神保健又は精神障害者の福祉に関する者

二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

三 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

(補欠委員の任期)

- 第二条 審議会の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第四条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(会議)

- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

<p><b>(会議)</b></p> <p><b>第五条</b> 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2   審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。</p> <p>3   略</p>	<p><b>(部会)</b></p> <p><b>第六条</b> 略</p> <p>2   4   略</p> <p>第三条第四項及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」とるものとする。</p> <p>6   7   略</p>	<p><b>(部会)</b></p> <p><b>第六条</b> 略</p> <p>2   4   略</p> <p>第三条第四項、第四条及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6   7   略</p>	<p><b>(会議)</b></p> <p><b>第五条</b> 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。</p> <p>2   略</p>
---	--	--	---

佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

参考資料	佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表
改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
<b>第一条</b> 略	<b>第一条</b> 略
2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。	2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
一〇三 略	一〇三 略
四 法第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務を行うこと。	四 法第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務を行うこと。
五 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町が同条第一項に規定する支給要否決定を行う当たり意見を述べること。	四 法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務を行うこと。
六 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。	

ここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第三十号

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(昭和五十八年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の百分の八十に相当する額」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料  
佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(使用料等の額)	(使用料等の額)
第三条 使用料の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)により算定した額とする。	第三条 使用料の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)により算定した額の百分の八十に相当する額とする。
2 略	2 略

危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例  
危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和五十六年佐賀県条例第二十六号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第三十二号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例(昭和三十三年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の手数料の項の第一号中「四六〇円から一三、六五〇円まで」を「九三〇円から一、五六〇円まで」に、「一成分」を「一件又は一成分」に、「九三〇円から一、五六〇円まで」を「一、六八〇円から六、一四〇円まで」に、「三六〇円から一六、七五〇円まで」を「七七〇円から一六、七五〇円まで」に改め、同項の第二号中「三九〇円から一一、六七〇円まで」を「六二〇円から一三、二九〇円まで」に改め、同項の第三号中「三〇〇円から一一、五四〇円まで」を「一、五〇〇円から一〇、九三〇円まで」に改め、同項の第四号中「一、四三〇円から二四、二五〇円まで」を「四、四一〇円から七〇、〇

手 数	料	一 理化試験		区 分
		イ 定性分析	イ 定量分析	
四 応用試験	三 品質及び規 格の試験	二 材料試験	ハ 物理試験	口
き き 一件に	は一時 間に につ	一件又 つき 一 件、 又は一 時間に につ	一件又 つき 一、 六七〇円 まで	一 つ き 三六〇円から 九三〇円から 五六〇円まで
一、 四三〇円から	一一、 三四〇円から 五四〇円まで			単 位
				金 額

改 正 後  
佐賀県工能業試験料手数料及び使用料条例

部を改正する条例に係る新旧対照表

參考資料

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附  
則

「〇〇円まで」に改め、同項の第五号中「意匠及び」を「製品」に、「一件」を「一時間」に、「七三〇円から二四、二五〇円まで」を「四、一五〇円から四、一九〇円まで」に改め、同項の第六号中「四六〇円から三八、七三〇円まで」を「一、七四〇円から一二、三七〇円まで」に改め、同項の第七号中「三六〇円から四六〇円まで」を「三四〇円から二、三九〇円まで」に改め、同表の使用料の項中「六〇円から一九、九七〇円まで」を「一四〇円から一九、〇八〇円まで」に改める。

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第三十二号

## 佐賀県立有田窯業大학교条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。

別表第一中「三五三〇〇円」を「三六〇〇〇円」に、「四六〇〇円」を「四七〇〇円」に改める。

附見

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

経過措置

この条例の施行の際に佐賀県立有田窯業大学校に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の佐賀県立有田窯業大学校条例別表第一の

使 用 料	六 試業の調整 並びに原材料 の調整及び試 作加工	五 製品設計
用 設備機械等の使	七 成績書及び 鑑定書	一時間 につき 一、七四〇円から 二、三七〇円まで
一 件、 一時 間、 一回、 六〇キ ロ又 は一 ム又 には 二 き	一 枚に つき ルに つ 又是 一 件、 一時 間、 一回、 六〇キ ロ又 は一 ム又 には 二 き	一 九、 一四〇円から 三九〇円まで

使 用 料											
		用		七		六		五			
		設備機械等の使		鑑定書		試薬の調整並びに原材料の調整及び試		意匠及び設			
				成績書及び							
つ き	一 日 に	ム 又 は	ロ グ ラ	六 〇 キ	一 回	一 件、 き り	一枚 に	三 八、 七 三 〇 円 ま で	二 四、 二 五 〇 円 ま で	二 四、 二 五 〇 円 ま で	二 四、 二 五 〇 円 ま で
					一 九、 九 七 〇 円 ま で	六 〇 円 か ら	四 六 〇 円 ま で	三 六 〇 円 か ら	七 三 〇 円 ま で	四 六 〇 円 か ら	四 六 〇 円 か ら

規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表第一（第七条関係）		改	正	後	改	正	前
区分	授業料の額(月額)						
専門課程及び研究科	二六〇〇〇円						
短期研修							
一般研修	四、七〇〇円						
特別研修	七〇〇円						

  

別表第一（第七条関係）		改	正	前
区分	授業料の額(月額)			
専門課程及び研究科	三五三〇〇円			
短期研修				
一般研修	四、六〇〇円			
特別研修	七〇〇円			

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第三十四号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第七号中「又は既存入居者若しくは」を「既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第六条第一項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

第七条第二項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号から第四号まで」に改める。

第四十八条中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

附 則

参考資料

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(入居者の公募)		改	正	前	(入居者の公募)	改	正	前
区分	授業料の額(月額)				区分	授業料の額(月額)		
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）					都市計画法（昭和四十三年法律第百号）			
第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却					第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却			
一〇四 略					一〇四 略			

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

第四条 知事は、次に掲げる事由に係る者を入居させる場合を除くほか、入居者を公募しなければならない。

第四条 知事は、次に掲げる事由に係る者を入居させる場合を除くほか、入居者を公募しなければならない。

六 略

七 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）

の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

六 略

七 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）

の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、知事が入居者を募集しようとしている県公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(入居者の資格)

八 略

(入居者の資格)

佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例をここに公布する。

<p><b>第六条 県公営住宅に入居することができる者</b>は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあっては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p><b>一〇四 略</b></p>	<p><b>第六条 県公営住宅に入居することができる者</b>は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。）にあっては第二号及び第三号、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p><b>一〇四 略</b></p>
<p><b>(入居者資格の特例)</b></p> <p><b>第七条 略</b></p>	<p><b>(入居者資格の特例)</b></p> <p><b>第七条 略</b></p>

<p><b>第二 前条第一項第二号口に掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあっては、同項第二号から第四号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。</b></p> <p><b>(入居者の資格)</b></p> <p><b>第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（老人等にあっては第二号から第四号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</b></p> <p><b>一〇四 略</b></p>	<p><b>第二 前条第一項第二号口に掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあっては、同項第二号及び第三号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。</b></p> <p><b>(入居者の資格)</b></p> <p><b>第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（老人等にあっては第二号及び第三号、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</b></p> <p><b>一〇四 略</b></p>
<p><b>◎佐賀県条例第三十六号</b></p> <p><b>佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例</b></p> <p>佐賀県港湾管理条例（昭和四十七年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の荷役機械の項中「4,900」を「9,000」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>1 この条例は、平成十八年五月一日から施行する。</b></p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p>2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第一の規定の適用については、同表中「9,000」とあるのは、平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日までにあっては「6,300」と、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までにあっては「7,650」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p><b>◎佐賀県条例第三十五号</b></p> <p><b>佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例</b></p> <p>佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例（平成七年佐賀県条例第十一号）は、廃止する。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、平成十八年四月一日から施行する。</p>

申購  
込読  
先料一  
か  
年  
二  
八  
八  
〇  
〇  
円  
(  
送  
料  
共  
)

## 参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料				別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料			
港湾施設	区分	単位	使用料(円)	港湾施設	区分	単位	使用料(円)
略				略			
荷役機械	移動式ジブクレーン (揚力34トンのもの) を使用する場合	使用時間30分 までごとに	9,000	荷役機械	移動式ジブクレーン (揚力34トンのもの) を使用する場合	使用時間30分 までごとに	4,900

発行者 平成十八年三月二十三日印 刷及び發行 佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日 每週月曜日 水金曜日 古川総合印刷